

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団（以下「男女財団」という。）の大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下「ドーンセンター」という。）の使用について</p> <p>(1) 男女財団の主な事業</p> <p>ア 公益目的事業：男女共同参画社会の実現に資する啓発事業、相談員育成及び女性相談事業</p> <p>イ 大阪府受託事業：大阪府男女参画推進事業など</p> <p>ウ 国・他府県公共機関受託事業：東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業など</p> <p>エ 指定管理業務：ドーンセンター（大阪府）、イコラム（東大阪市）</p> <p>(2) 男女財団によるドーンセンターの使用</p> <p>ア 男女財団は府から受託している大阪府男女参画推進事業、ドーンセンター指定管理事業（以下「大阪府事業」という。）のそれぞれの目的で、ドーンセンターを無償で使用できるとされている。</p> <p>イ 一方、府からの受託事業以外の事業や財団運営業務（以下「その他事業等」という。）の一部について、ドーンセンター内で実施することがあるため、男女財団は平成24年4月から、平成24年9月まで府に対して行政財産使用許可申請を行い、以下のとおり利用料を支払いしていた。</p> <p>賃貸面積：11.20平方メートル 利用料：半年で139,750円（税込）</p> <p>ウ 平成24年10月以降においては、その他事業等を行うために別途以下の事務所（以下「西天満事務所」という。）を賃借している。</p> <p>所在地：大阪市北区西天満 賃料：月額31,500円（税込）</p>	<p>男女財団は、一般財団法人への移行により、その他事業等を府有財産であるドーンセンター内において実施することは好ましくないと判断し、府民文化部男女参画・府民協働課とも相談した上で、西天満事務所を賃借することを決定した。</p> <p>しかし、男女財団にとって、大阪府事業とその他事業等は関連性が高く、職員は両方の業務を兼務していることや、平成24年9月まで同一の場所で開催していたことから、これらを別々の場所において実施することは非効率である。</p> <p>また、男女財団の移転により生じたドーンセンターの余裕スペースは、他の団体に貸し出すなど、府が有効活用を図れているものでもない。府の通知によると、公募によることなく行政財産の使用を許可する可能性もあるが検討されていなかった。</p> <p>◎「府有財産の有効活用の推進を踏まえた行政財産の使用許可に関する基本方針について（通知）」2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公有財産規則第22条第1号及び第6号を適用して行政財産の使用許可を行う場合は、原則として「公募」により使用許可の申請者を選定する。ただし、財産管理者が「公募」によることが適当ではないと判断する場合は、その理由を示して総務部長（財産活用課）に協議するものとする。 	<p>男女財団によるその他事業等の実施場所（事務所）については、経済性・効率性の観点から、ドーンセンターの活用について、関係機関と協議し検討されたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 （使用許可の範囲）</p> <p>第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。</p> <p>(1) 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 （中略）</p> <p>(5) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。</p> <p>(6) 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。</p>
<p>一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団の見解</p>		
<p>平成24年度に大阪府男女参画・府民協働課と協議の上、財団事務所を移転したが、ドーンセンターの使用について大阪府男女参画・府民協働課と再協議する。</p> <p>上記再協議を踏まえ、法人として、財団事務所地をどのように設置するかを最終判断をする。</p>		

措置の内容

監査結果を踏まえ、再度、財団事務所地について、検討を行った。その結果、当財団は、大阪府からの自立化を決定しており、平成27年度までは指定管理者の一構成員として、また事業委託先として、大阪府から業務を委託されているが、平成28年度以降も大阪府の業務を受託できるとは限らず、財団としてはドーンセンター以外の場所に事務所を構えておく必要があるとの結論に達した。

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 一時保育事業の再委託について 大阪府とドーン運営共同体との管理運営業務契約書上、大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下「ドーンセンター」という。）の管理運営にあたり、一時保育事業を実施することとなっている。 当該事業のうち一時保育事業（毎週木曜日午前9時30分から午後12時30分）を外部のNPO法人に再委託している（委託料年間90万円）。</p> <p>2 一時保育事業の保育料について ドーンセンターにおける一時保育事業の保育料を、NPO法人が利用者から1,000円（おやつ付き）を徴収している。</p> <p>【地方自治法】 （公の施設の設置、管理及び廃止） 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2から7 省略</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p>	<p>1 一時保育料金に係る問題点</p> <p>(1) ドーン運営共同体が、NPO法人に再委託している一時保育事業の保育料（以下「保育料」という。）は、NPO法人が利用者から徴収し、NPO法人の収入としている。 地方自治法第244条の2第9項によると、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させる場合における利用料金は、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとされている。 ドーンセンターの指定管理業務は、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を採用しており、利用料金は指定管理者の収入となっているため、指定管理業務に含まれる一時保育事業の利用料金についても、条例で定める利用料金に該当すると考えられるが、現在これを定めていない。</p> <p>(2) 保育料については、指定管理者募集要項上も、あらかじめ府と協議することが求められている。しかし、当該協議は口頭で行われたということであり、これを証する文書が存在しない。</p> <p>2 再委託に係る業務委託契約書上の問題点</p> <p>(1) 利用者から徴収した保育料をNPO法人の収入としているが、NPO法人の収入とすることが明記されていない。</p> <p>(2) おやつ提供など保育事業実施に伴うリスクの負担関係が明記されていない。</p> <p style="text-align: center;">ドーン運営共同体の見解</p> <p>1について、保育料は過去からの経緯（大阪府協議済）により徴収しているものであり、大阪府と協議して大阪府の意向に従う。 2について、上記の結果を踏まえてリスクの取扱いを含めた委託契約書を作成する。</p>	<p>1 条例で定められていない保育料を口頭による協議のみで、利用者から徴収していることは問題である。 保育料については、速やかに条例改正の必要性について関係機関との協議を行われたい。</p> <p>2 NPO法人との業務委託契約において、一時保育事業における収入及びリスクの取り扱いについて、明記されたい。</p>

措置の内容

○一時保育料の条例改正について

一時保育料については、大阪府と協議の結果、大阪府において条例改正を行い、幼児等1人1回上限1,000円と定められた。今後はこれに従い適正に運用することとした。
(条例改正 平成26年6月16日公布)

○再委託にかかる業務委託契約書について

監査の指摘を受けて、再委託先のNPO法人とは、リスクの取扱いを含めた再委託の業務委託契約書を締結した。今後は同契約書に基づき、適切に事務を執行する。

大阪府立男女共同参画・青少年センターにおける備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
ドーン運営共同体	<p>大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下「ドーンセンター」という。）の指定管理者であるドーン運営共同体は、大阪府との管理運営業務契約書上、大阪府から無償で備品を貸与されており、貸与物品については、契約書上、「貸与物品一覧」として明記されている。</p> <p>1 ドーン運営共同体では、「貸与物品一覧」上の、物品の実在性を網羅的に確認しておらず、今回の監査での指摘を受けて、初めて実査を行った。実査の結果報告によると、物品等の確認が確実に実施できている状況ではなく、ドーンセンター管理運営業務契約書第9条の備品管理における善管注意義務を履行しているとは言い難い。</p> <p>(1) 当該貸与物品には、資産番号シール等が貼付されておらず、客観的に「貸与物品一覧」に記載されている物品と実際の物品とを照合することが困難となっている。</p> <p>(2) 同一の物品でも「貸与物品一覧」に記載されている物品及び「設備図面」に記載されている物品と過去に消耗品として購入されている物品が区別されておらず混在していた。</p> <p>2 大阪府は、平成22年度に職員が現地にて備品台帳と現地にある物品を照合し「貸与物品一覧」を作成したが、その後は指定管理者の管理としているのみで、定期的な報告を受けていない。</p> <p>※大阪府立男女共同参画・青少年センターの管理運営業務契約書</p> <p>(甲の備品) 甲：大阪府、乙：ドーン運営共同体</p> <p>第9条 甲は、管理運営業務を遂行するために別記に示す備品等を乙に無償貸与するものとする。</p> <p>2 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	<p>所管課と指定管理者双方で、「貸与物品一覧」及び「設備図面」に記載されている物品の状況について確認するとともに、資産番号シールを利用する等、実態に合った現物確認方法を検討されたい。</p> <p>所管課は、指定管理者から設備及び物品の実査結果を定期的に報告させ、適切に貸与物品の管理状況を把握されたい。(所管課：府民文化部男女参画・府民協働課)</p>	<p>今回、大阪府と協力し、大阪府との管理運営業務契約書の貸与物品一覧に記載されている物品について、その所在についても全て確認し、照合の上、大阪府の指示により備品シールを貼付した。貸与物品のうち、経年劣化により使用できない備品については、大阪府において、不用決定を行い処分した。</p> <p>附帯設備についても、その所在を全て確認し、備品台帳に掲載されている物、設備図面に設備として掲載されている物、その他消耗品について、適切に管理できるよう台帳を作成した。</p> <p>今後は毎年度貸与物品の確認を行い、貸与物品等の適正な管理に努めていく。</p> <p>監査の指摘を受け、指定管理者から設備及び備品の実査結果を7月8日に報告させた。これを受け、指定管理者立会いのもと、貸与物品の実査を行った。今後は毎年度、実査結果を報告させ、これに基づき実査を行うなど、貸与物品の適切な把握・管理を行う。</p>